

第10回中・西毛交通圏、第7回東毛交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について
(書面開催)

標記について、令和2年10月1日、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)に基づき、中・西毛交通圏ならびに東毛交通圏が準特定地域に再指定されたことに伴い、下記の協議会を開催することとなりましたので、両協議会設置要綱第5条第14項及び第5条第16項の規定に基づき公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の3日前(6月1日・火曜日)までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 協議開始日 令和3年6月4日(金)
2. 協議方法 書面協議
3. 予定している議題 (1) 準特定地域協議会地域計画について

本件に関する
問い合わせ先

中・西毛交通圏ならびに東毛交通圏
タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人群馬県タクシー協会
担当：小島、山口
電話：027-261-2071